

受講料補助に関するQ&A（その他、御不明な点がありましたらお問い合わせください。）

（問合せ先：044-200-2652）

No	質問内容	回答
1	受講料が全額補助になるのはいつからか。	令和7年4月1日以降に開始された研修の受講料の全額が補助対象となります。
2	申請方法は電子申請のみか	電子申請に加えて、紙による申請も可能です。紙による申請の場合、 <u>区役所では申請の受付をしておりません</u> ので、郵送にて申請してください。
3	インターネットの環境がなく申請書等をダウンロードできない場合はどうすればよいか。	申請先住所（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地 川崎市健康福祉局高齢者事業推進課）まで、返信用封筒を切手貼付の上、申請書等の郵送依頼をしてください。
4	研修実施機関の定めはあるのか。	研修実施機関の定めはありませんので、恐れ入りますが、御自身でお探してください。 なお、神奈川県 HP において、神奈川県知事が指定している事業者の一覧が公開されておりますので、御参照ください。 ●介護支援専門員更新研修： https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f3721/p1091762.html#senmon1
5	外国籍の職員でも申請できるのか。	要綱第2条に規定される補助対象者の要件をすべて満たしていれば、外国籍の方も申請は可能です。
6	川崎市外に在住している職員も申請できるのか。	要綱第2条に規定される補助対象者の要件をすべて満たしていれば、川崎市外に在住している方も申請は可能です。
7	補助対象は先着順なのか。	<u>予算の範囲内で、先着で申請を受理いたします。</u> なお、補助予定人数はあくまで目安なので、猶予があるかどうかについては、適宜、お問い合わせください。 また、提出書類等に不備や不足があった場合は、全て揃った時点で申請受理となりますので、余裕を持った御準備や御提出をお願いいたします。 なお、年度の途中でも補助対象人数が予算の範囲を超過した場合は、受付を終了することもあります。
8	就業証明書（第2号様式）はいつ発行してもらえばいいのか。	申請者の方が実際に就業されていることの証明となりますので、申請日の1か月以内の発行日のものを御提出ください。
9	「就業証明書」は、事業所指定の書式で	要綱において、「就業先が発行する、川崎市介護支援専門員更新研修・就労促進事業就業証明書

受講料補助に関するQ&A（その他、御不明な点がありましたらお問い合わせください。）

（問合せ先：044-200-2652）

	も構わないか。	（第2号様式）。」と定めていることから、 <u>第2号様式以外の書式は認められません</u> ので、第2号様式をご使用ください。
10	「就業証明書」は、法人の理事長による証明でなければならないか。	法人の理事長又は勤務先の事業所長の証明である必要があります。
11	「就業証明書」に、押印は必要か。	「就業証明書」に、事業所長又は運営法人の代表者の押印は不要です。
12	「受講期間の確認ができる書類」とはどのようなものか。	養成機関が発行しているカリキュラム表や受講証、出席表等、受講期間がわかるものであれば様式は問いません。
13	「申請者が受講料を支払ったこと及び金額を証明する領収書又はそれに類する書類の写し」とはどういったものなのか。	<u>①支払金額②申請者及び③支払先（＝養成機関）が確認できる書類</u>で、主に次のようなものを想定しています。 ・養成機関が申請者に対して発行した領収書 ・銀行振込やコンビニ振込等における振込用紙の控え ・ネット決済等における決済画面 ※振込先が養成機関とは別の組織（運営法人や代金決済の委託業者等）の場合、振込先と養成機関の関係がわかる資料も併せて御提出ください。 （例）養成機関のHPや受講の案内等で受講料の支払いに関する案内が記載されている箇所等 ※領収書がない場合も養成機関に依頼すれば領収書が発行されることもありますので、必要に応じて養成機関にお問い合わせください。
14	請求書に押印する請求印について	紙の申請書（第1号様式）で御申請いただいた際に押印いただいている場合は、同じ印鑑を使用してください。 オンラインで御申請いただいた場合や紙の申請書で申請したが押印を省略した場合は、スタンプ印（いわゆるシャチハタ印）以外の印鑑で押印いただき御提出ください。 なお、紙の申請書（第1号様式）で御申請いただく場合もスタンプ印（いわゆるシャチハタ印）以外の印鑑を御使用ください。
15	研修費用を雇用事業者が立替払をしたが、その場合は事業者が補助金を受領できるのか。	本補助金は、要綱に定められる要件を満たした研修受講者個人に交付するものですので、事業者が受領することはできません。また、事業者が立替払をした場合、事業者が受講料を支払ったことを証する書類及び受講者本人が立替分の費用を事業者に支払ったことを証する書類を申請時に提

受講料補助に関するQ&A（その他、御不明な点がありましたらお問い合わせください。）

（問合せ先：044-200-2652）

		出してください。 ※受講者本人が立替分の費用を事業者を支払った証拠となる書類は次のようなものを想定しています。 ・事業者が受講者本人に発行した領収書 ・受講者本人の給与から天引き等している場合、それが確認できる書類
16	勤務先が行っている介護保険サービスを知りたい場合はどうすればよいのか。	勤務先の事務担当の方などに直接確認いただくか、「介護情報サービスかながわ」又は「障害福祉情報サービスかながわ」において、事業所検索をしていただくと登録されている事業所が提供している介護保険サービスを確認することが可能です。 ●介護情報サービスかながわ：https://kaigo.rakuraku.or.jp/
17	「5 他の制度で補助を受けている場合は金額を示す資料」とはどのような資料か。	他の制度を活用し受け取った補助金の金額が分かる交付決定通知書等を提出ください。
18	要綱第2条「(4) かわさき健幸福寿プロジェクトに就業している事業所が参加していること。」とあるが、参加が必須なのか。	補助金の申請時点で、就業している事業所が当該プロジェクトへ1事業所あたり1チーム以上参加していることが必須です。なお、当該要件については、参加事業所のとりまとめ事業所である必要はなく、チームに所属していることで満たすこととします。
19	かわさき健幸福寿プロジェクトへの参加はどうすればよいのか。	オンラインでの申請が可能です。詳細については、以下URLをご参照ください。 ●「かわさき健幸福寿プロジェクト」参加申請： https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000152114.html